

令和 6 年度名古屋市区政協力委員

大会要望事項に対する回答について

要望事項の項目

- 1 災害に強いまちづくりの推進
- 2 快適でうるおいと活気のある生活環境づくりの促進
- 3 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進
- 4 安全で快適な道路環境の整備促進
- 5 調和のとれた都市交通網の整備促進
- 6 コミュニティ活動の振興

第 56 回名古屋市市政協力委員会大会要望事項回答

番号	1 - (5)
区名	西 区

【要望事項の内容】

水害（洪水）時の指定緊急避難所には、多くの小学校、中学校が指定されており、避難場所として「2 階以上」とされているにもかかわらず、エレベーターがないため、車椅子使用の障害者や高齢者の避難が困難な状態である。重度障害のある方の大型の車椅子や医療ケアが必要な人でも、誰もが安心して避難できるように指定避難所の改修や、昇降機の導入を早期に実施するよう要望する。

【回答】

[防災危機管理局地域防災課]

避難所の設備については、既存の施設設備を利用することとしております。

また、平成 29 年度に要配慮者対策として、主要な指定避難所である市立小中学校等における福祉避難スペースへの段差解消のため、必要に応じた簡易式スロープの配備を行っております。

[教育委員会事務局総務課・学校施設課]

指定避難所となる市立学校において、高齢者などの要配慮者にも過ごしやすい環境を整備するために、防災危機管理局や区役所と連携し、適切な福祉避難スペースの設置の確保に努めてまいります。

第 56 回名古屋市市政協力委員会大会要望事項回答

番号	4 - (2)
区名	西 区

【要望事項の内容】

毎年、上下水道補修等のため掘削工事が行われ、一時的な簡易舗装がなされるが、段差や凹凸があり、車椅子・高齢者の方の手押し車等、通行に支障が出ている。短期間の間でも、できるだけ継ぎ目の段差をなくし生活道路の段差を解消するように要望する。

【回答】

[上下水道局管路工事調整課]

上下水道局では、施設の老朽化対策や地震対策、浸水対策として水道管・下水管の工事を行っております。上下水道補修等のために掘削工事を行った箇所につきまして、道路舗装を元の状態に復旧するまでの期間、道路の通行を確保するために簡易舗装を行っております。簡易舗装の期間については、適宜、路面状況を確認するとともに、段差や凹凸が見られる箇所については速やかに補修等を行っております。今後につきましても、簡易舗装の管理を適切に行い、通行される方の支障とならないよう努めてまいります。

第 56 回名古屋市政協力委員大会要望事項回答

番号	4- (7)
区名	西 区

【要望事項の内容】

自転車の通行区分やヘルメットの着用義務等のルールの周知や、歩行者への配慮などのマナーの向上に向け、強力なキャンペーンを行うなどの啓発活動の推進を要望する。

【回答】

[スポーツ市民局地域安全推進課]

日頃より、地域における交通安全活動に取り組んでいただき誠にありがとうございます。

本市では、平成 29 年度に「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車の安全利用に係る交通ルールやマナーについて、本市主催キャンペーンや地域における交通安全教室等において周知しているほか、同年度より、ヘルメット購入費用の一部補助を開始し、令和 5 年度からは全年齢に対象を拡大しております。また、広報なごやや各種媒体を積極的に活用し、幅広い世代に対し、自転車の交通安全について啓発を行っております。

自転車による事故が増加していることから、様々な機会をとらえ自転車の交通ルールやマナーの啓発を実施し、様々な年代に対して交通安全意識の醸成を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

第 56 回名古屋市市政協力委員大会要望事項回答

番号	6- (3)
区名	西 区

【要望事項の内容】

昨今の定年延長、高齢就労、健康障害などにより区政協力委員（町内会長）を受けていない町内や、担い手不足により解散する町内会も出てきている。担い手の確保につながるよう、区政協力委員の職務内容を精選するか何らかのインセンティブを設定するなどの対策を要望する。

【回答】

[スポーツ市民局地域振興課]

日頃より、区政協力委員の皆様には、防災や安心・安全で快適なまちづくりをはじめ、様々な活動に取り組んでいただいていることに厚くお礼申し上げます。

地域活動の担い手不足の状況につきましては、様々な機会をとらえ、アンケートや区役所を通じてお伺いし、地域ごとの課題やニーズ等の実情に応じた支援施策の充実に向けて以下のおり取り組んでいるところでございます。ご活用の際には、区役所地域力推進課までご相談いただけたらと存じます。

<地域役員の担い手不足解消のための方策>

地域活動に関する相談への提案・アドバイスを行うコミュニティサポーター（地域コミュニティ活性化支援員）派遣制度を実施してまいりましたが、令和5年度からは制度を拡充し、各区地域力推進課に地域コミュニティ活性化相談員を配置しております。学生や若い世代の方、地域活動に参加していない方からは、「地域活動に関する情報がわからない」といったお声もいただいたことから、地域の皆様によるホームページの作成や、LINEをはじめとする SNS 等による情報発信など、コミュニティサポーターを中心に支援をさせていただいております。令和6年度からは、NPO・企業・大学といった新たな担い手が、地域活動への参加や地域の皆様との連携を図ることができるよう「地域活動人材ネットワーク事業」にも取り組んでおります。

また、働いている方でも少しでも負担軽減となるよう、ICTを活用した事務作業の軽減等へのご提案として「ICT活用相談会・体験会」も令和5年度に引き続き実施しておりますので、必要に応じてご活用を検討いただけたらと存じます。あわせて、各局室区及び関係団体に対して各種依頼事項の抑制を依頼し、配布物の適正化、各種会議等出席や啓発活動等への参加依頼の抑制とともに、会議等の効率化が図られるよう働きかけております。

このほか、役員の皆様の負担軽減をはじめ地域活動の好事例・先進事例を広く周知するため、「地域活動実践集」の公表や、市公式 note においても「ミンナノまちづくり」として地域の皆様の取り組みを定期的に発信しております。

今後も活動していただきやすい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



みんなの
まちづくり

